

資料編

1 参考条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 用語解説

あ行

●アクセシビリティ:

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

●医療的ケア児:

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ教育:

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

●沖縄県福祉のまちづくり条例:

「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障がい者を含むすべての県民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域の環境を、「物・心」の両面にわたり創り出そうとするもの。沖縄県福祉のまちづくり条例は、平成9年に制定され、平成10年4月から全面施行されている。

か行

●ガイドヘルパー:

視覚に重度の障害のある人、または脳性麻痺等の全身性障害のある人、もしくは重度の知的に障害のある人の外出時の移動の介助等付き添いを行う。

●権利擁護:

知的障害、精神障害や認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。

●合理的配慮:

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ行

●社会福祉協議会(略称:社協):

社会福祉法第109条にもとづき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決を目指す公益性の高い非営利団体。

●児童発達支援センター：

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

●重度障害者等包括支援：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

●重度訪問介護：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

●「障がい」と「障害」の使い分け：

糸満市では、障がい者及び障がい児を指す場合には「障がい」を用いる表記とし、それ以外は「障害」としている。

●障害者差別解消法：

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

●障害者総合支援法：

2012(平成24)年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成23)年7月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

●障害者相談員：

障がい者とその家族からの相談に応じる民間の協力者。養育、生活等に関する相談を受け、必要な指導、助言を行うなど、福祉の増進を図るために市が委託する。沖縄県が委託していたが、権限委譲のため、平成24年4月から市の委託となった。

●障害児保育：

保育に欠け、家庭で十分な保育が受けられない幼児で、集団保育が可能な心身に障害がある児童を、一般の幼児とともに公立保育所、認可保育所で受け入れる事業。

●障害者基本法:

障がい者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者自立支援法:

身体、知的、精神障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行う法律。障がい者に費用の原則1割負担を求める。

●自立支援医療制度:

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

●自立支援協議会:

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障害者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

●生活介護:

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。常に介護を必要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

●ストマ用装具:

腹壁に作った排泄口(ストマ)から排泄される尿や便を収納する装具。人工ぼうこう、人工肛門といわれ、ストマを持つ方のことをオストメイトという。

●成年後見制度:

障害や疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

た行

●特別支援教育:

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障害のある児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

●日常生活用具:

身体障害者(児)が日常生活を送る上で障害による負担を軽減するための用具。

●ノーマライゼーション:

高齢者や障がい者などが、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方とする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

●発達障害：

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態をいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などと定義している。

自閉症	生まれ持った脳の障害であり、言葉の発達・コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、強いこだわりがみられる。
アスペルガー症候群	自閉症の1つのタイプであるが、自閉症との違いとして、基本的に言語障害がないものを指す。
広汎性発達障害	自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障害の総称。
学習障害	読む、書く、計算する等に障害がみられること。
注意欠陥多動性障害	不注意、多動・多弁、衝動的な行動を特徴とする障害。

●バリアフリー：

もともとは障害のある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁(バリア)となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障害のある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられる。

●ピアカウンセリング：

障がい者が自らの体験に基づいて、カウンセラーと相談者が同等の立場に立って、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●避難行動要支援者：

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。2014年(平成26)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

●放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

●法定雇用率：

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、定められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならない。令和6年4月以降、法定雇用率は段階的に引き上げられる。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業 (対象事業主の範囲)	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40.0人以上)	2.7% (37.5人以上)
国、地方公共団体	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

●補装具：

身体障害者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ま行

●民生委員・児童委員：

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

●ユニバーサルデザイン：

障害の有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

●療育：

障害のある子どもの治療と教育(保育)を意味し、具体的には障害の軽減や障害の進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を見につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

●療養介護：

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

3 糸満市地域自立支援協議会設置規則

平成24年10月2日

規則第32号

(設置)

第1条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るため、糸満市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し提言する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 就労支援に関すること。
- (6) 障害福祉計画に関すること。
- (7) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 企業及び雇用機関関係者
- (6) 障害者本人及び関係団体関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に、必要に応じて部会長及び副部会長を置くことができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員(前条に規定する部会の委員を含む。以下同じ。)は、正当な理由がなく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

4 糸満市障害者施策推進協議会規則

平成 21 年 6 月 26 日

規則第 21 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号

改正 平成 23 年 6 月 1 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成 7 年糸満市条例第 25 号）第 3 条の規定に基づき、糸満市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての審議検討を行うこととする。また、糸満市障害者計画策定等の際に、その求めに応じて必要な助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者福祉に関する関係者
- (3) その他市長が任命するもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日規則第25号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

5 糸満市障害者施策推進協議会委員

任期: 令和6年1月23日～令和8年1月22日

	職名	氏名	所属	役職	関係名称
1	会長	島村 聡	沖縄大学 福祉文化学科	教授	学識経験者
2	副会長	喜納 平	社会福祉法人トゥムヌイ福祉会	理事長	障害福祉サービス事業関係者 糸満市地域自立支援協議会長
3	委員	城間 定治	社会福祉法人以和貴会障害者支援施設ソフィア	施設長	障害福祉サービス事業関係者
4	委員	阿部 慎哉	医療法人陽和会 福祉事業部	部長	医療機関関係者 障害福祉サービス事業関係者
5	委員	呉屋 光広	沖縄県立西崎特別支援学校	校長	教育関係者
6	委員	大城 幸子	糸満市障害者支援区分審査会	会長	障害福祉サービス事業関係者
7	委員	伊敷 裕子	糸満市障害者地域活動支援センター陽だまり	センター長	障害福祉サービス事業関係者
8	委員	金城 幸範	社会福祉法人たまん福祉会	理事長	障害福祉サービス事業関係者
9	委員	島袋 雄文	糸満市社会福祉協議会	事務局長	社会福祉団体
10	委員	金城 美香	糸満市福祉部	部長	市職員(福祉関係)

6 令和5年度糸満市障害者施策推進協議会開催状況

	開催日	議事内容
第1回	令和6年1月23日	・委嘱状交付式 ・会長及び副会長の選任について ・計画策定について ・アンケート調査結果の報告 ・糸満市第4次障がい者計画の進捗・評価
第2回	令和6年2月19日	・糸満市第5次障がい者計画素案について
第3回	令和6年3月11日	・糸満市第5次障がい者計画素案の最終確認について
	令和6年3月27日	市長答申

7 第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案(参考)について

令和6年3月11日
糸満市障害者施策推進協議会
事務局：障害福祉課

第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案(参考)について

第5次糸満市障がい者計画における重点施策にかかる指標について、有効かつ効率的な計測手法等を定めるため、次のとおりアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案としてまとめたので今後の参考として利用されたい。

1 アンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案について

アンケート調査にかかる仕様のとりまとめは、有効かつ効率的な計測手法に基づき実施されることが望ましいことから、今後、糸満市地域自立支援協議会において具体的な検討を加えたうえで、令和7年5月末までに定めていくものとするのが望ましい。

本方針案は、令和5年度末（第5次糸満市障がい者計画策定時）現在における糸満市障害者施策推進協議会が取りまとめたものである。なお、今後の様々な情勢変化等に応じて本方針案を変更等することを妨げるものではない。

2 アンケート調査実施までのスケジュール案について

アンケート調査の実施スケジュールは次表案を前提とする。本スケジュール案に基づき、3において、それぞれの指標にかかるアンケート調査手法を整理する。

年度	時期	実施内容	確認主体
令和6年度	4-3月	・調査票の設計	(市事務局)
	11月	※調査票設計案の中間報告	糸満市障害者施策推進協議会
	3月	※調査票案の決定	糸満市地域自立支援協議会
令和7年度	5月末	・調査票の決定期限	※糸満市地域自立支援協議会 ※令和7年3月決定を目途
	6-9月	・調査準備/事前広報	(市事務局)
	10-3月	・調査の実施(指標2・3) ・調査の状況/中間報告※	(市事務局) ※糸満市地域自立支援協議会
令和8年度(※)	4-9月	・調査の実施(指標2・3)	(市事務局)
	9-10月	・調査準備/事前広報 ・調査の実施(指標4・6) ・調査結果とりまとめ	(市事務局)
	11-3月	・調査結果報告	糸満市障害者施策推進協議会 糸満市地域自立支援協議会

(※)障害福祉計画・障害児福祉計画見直し年度

3 アンケート調査の方法案

各指標にかかるアンケート調査の方法案は以下に掲げる方法とする。

※以下に示す方法は、令和5年度末現在における検討案であり、今後事務局（障害福祉課）において検討し、最終的には糸満市地域自立支援協議会において承認を経ていくことが望ましい。

指標1 基幹相談支援センターの設置について

活動指標のためアンケート調査対象外。

指標2 障害児福祉サービスの満足度について

同指標は、障がい児（18歳未満）が利用する障害福祉サービス全般についての満足度を測るものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- （1）対象：18歳未満の障害福祉サービス利用者
- （2）集計区分：利用サービスの種別ごとの満足度
- （3）評価区分：上記の満足度を5段階評価
(満足・概ね満足・どちらとも言えない・少々不満・不満)
- （3）実施時期：令和7年10月1日から令和8年9月末まで
- （4）実施方法：WEBアンケート※により実施。令和7年10月以降の支給決定対象者への通知にアンケート調査サイトのQRコードを印字した“アンケート調査案内文”を同封郵送して実施する。
※WEBアンケートはLogoフォームにより職員が作成・対応することを想定とする。
- （6）調査票案：令和6年度に事務局において作成予定

指標3 障害者福祉サービスの満足度について

同指標は、障がい者（18歳以上）が利用する障害児福祉サービス全般についての満足度を測るものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- （1）対象：18歳以上の障害福祉サービス利用者の保護者等
- （2）集計区分：指標2（2）に同じ
- （3）評価区分：指標2（3）に同じ
- （4）実施時期：指標2（4）に同じ
- （5）実施方法：指標2（5）に同じ
- （6）調査票案：指標2（6）に同じ

指標4 日中の過ごし方で収入を得て仕事をしている人の割合

同指標は、障害者手帳等を所持する者のうち、日中の過ごし方で収入を得て仕事をしている人（一般就労者及び就労移行支援・就労継続支援A型及びB型を利用する者を含む）の割合を測定するものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- （1）対象：19歳以上の障害者手帳等（※）所持者
※身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者
- （2）集計区分：各手帳所持区分
※複数障害・複数手帳等所持の場合は主たる障害ごとに修正する。
- （3）評価区分：調査時点における就労の有無を確認

(4) 実施時期：令和8年10月頃

※可能であれば指標2・4と同様に通年での実施手法を検討すること。

(5) 実施方法：WEB アンケートにより以下のとおり実施する。

※WEB アンケートは Logo フォームにより職員が作成・対応することを想定とする。

- ①手帳等所持者（ランダム抽出した身体 1,000 件と知的及び精神は全数調査を行い、身体・知的・精神の種別ごとに各 200 件以上の回収を目標）について、同アンケートサイト QR コードを印字した案内文書を郵送等（及び役所窓口併設）して実施する。
- ②障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）利用者数（支給決定者数）をサービスごとに集計し、①の回答を補正する。

※手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

(6) 調査票案：指標2（6）に同じ

指標5 合理的配慮の提供にかかる対応要領等の策定

同指標は活動指標であるため、アンケート調査対象外。

指標6 災害時に近所に助けてくれる人のいる割合

同指標は、災害時において近所に助けてくれる人（家族・親戚・その他支援者）がいると認識している障がい者及び障がい児の保護者の割合を指すものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- (1) 対象：障がい者（18 歳以上）及び障がい児（18 歳未満）の保護者等
- (2) 集計区分：指標4（2）に同じ
- (3) 評価区分：調査時点における状況を確認
- (4) 実施時期：指標4（4）に同じ

※可能であれば指標2・4と同様に通年での実施手法を検討すること。

(5) 実施方法：WEB アンケートにより以下のとおり実施する。

※WEB アンケートは Logo フォームにより職員が作成・対応することを想定とする。

手帳等所持者（ランダム抽出した身体 1,000 件と知的及び精神は全数調査を行い、身体・知的・精神の種別ごとに各 200 件以上の回収を目標）について、同アンケートサイト QR コードを印字した案内文書を郵送等（役所窓口併設）して実施する。

※手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

(6) 調査票案：指標2（6）に同じ

4 アンケート調査項目の追加等について

アンケート調査の実施にあたっては、障がい者計画に定められる指標以外についても、調査の必要性に応じて、アンケート調査への協力者の視点を考慮し回答の煩雑さ感（回収率への影響）の低減化を図りつつ、併せて追加等することは差し支えない。

8 答申書及び提言書

令和6年3月27日

糸満市長 當銘 真栄 殿

糸満市障害者施策推進協議会
会長 島 村 聡

答 申 書

令和6年1月23日付け糸障諮第1号で諮問のありました「第4次糸満市障がい者計画に基づく取組に対する評価」及び「第5次糸満市障がい者計画案の策定」について、1月23日から3月11日までの間、計3回の会議を開き、それぞれ評価・策定を行いましたので、別記のとおり答申します。

本案が、今後の糸満市における様々な障がい者施策の有効性を高め、障害のある人・ない人が、これまでよりも「より安心して、より自分らしく」暮らしていけるようになることを期待します。

別記

1 第4次糸満市障がい者計画の評価について

(1) 評価結果

当協議会では、事務局が作成する評価案を点検していく方式により評価を行った。評価結果は、それぞれ妥当の範囲にあるものと判断する。

(2) 留意事項等

行政計画にある傾向として、行政機関による自己評価は定性的な表現が多く、市民、とりわけ当事者である障がい者の立場からの認識とは大きく異なる“甘い”評価に陥りやすい点があることを指摘しておきたい。今後、評価作業に従事する担当者及びその監督者等においてはこの点を十分認識したうえで作業を行ってほしい。

なお、今般、第1回会議で示された当初評価案の様式を大幅に見直し、市民にとって分かりやすい表記方法に改めた点は評価できるものであることを申し添えておきたい。

2 第5次糸満市障がい者計画案の策定について

(1) 計画案の策定結果

当協議会では、事務局が作成する計画案について、必要性・妥当性等の視点から点検、意見を付していく方法により計画案の策定作業をすすめ、別添のとおり計画案を取りまとめた。

(2) 障がい者計画を策定する意義等について

市町村は、障害者基本法に基づき市町村障害者基本計画を策定しなければならない努力義務がある。これは、全国の自治体があまねく障がい者計画を策定することで、広く障がい者の権利擁護を図り、関係機関の連携による障害福祉の品質向上を目指す仕組みとも言える。

一方で、せっかく策定された計画・施策であっても、その取組結果について検証を行わなければ、新たに策定される施策に有効性（障害福祉の品質向上）を期待することは難しい。

糸満市ではこれまで4次に渡って障がい者計画が策定され、様々な取組みが行われてきたが、取組の成果を示す客観的指標の設定には至っていなかった。

今般、第5次計画において、初めて成果指標を設定できたことは計画の有効性を高める第一歩として評価したい。

今後、本計画の進行管理においては、設定された指標にかかる成果をはじめ定期的に課題等の点検を行いつつ、場合によっては指標自体の妥当性を検証し、その在り方についても不断の見直しを加えていくことを検討してほしい。

3 第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案について

第5次糸満市障がい者計画における重点施策にかかる指標について、有効かつ効率的な計測手法を定めるため、別添のとおり「アンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案」としてまとめた。本方針案は今後、糸満市地域自立支援協議会において取り組んでほしいものであるため、同協議会へ申し送り方をお願いします。

令和 6 年 3 月 2 7 日

糸満市長 當銘 真栄 殿

糸満市障害者施策推進協議会
会長 島 村 聡

提 言 書

第 5 次糸満市障がい者計画案には具体的に盛り込まれることはなかったが、当協議会の審議における意見等の中で、答申書に盛り込むべき意見として委員の総意があった事項について、下記のとおり提言としてまとめてみました。

当協議会としては、これら提言実現に向け、市が関係機関と協力しながら、着実に取り組んでいくことを強く望みます。

なお、本提言書は、糸満市障害者施策推進協議会規則第 2 条に定める助言であることを申し添えておきます。

記

提言 1 防災対策・BCP 策定作業を活用した個別避難計画の加速化案について

糸満市における障がい者・障がい児に対する個別避難計画の作成支援は大きく遅れており、未だにその作成には至っていない。

一方で、令和 6 年 4 月から障害福祉事業所についても BCP（事業継続計画）の策定が義務化され、各事業所における策定作業が具体的実行段階に入っている。

市はこの動きを的確に捉え、各事業所が作成する BCP 情報、或いは当該 BCP に掲載される利用者情報等を集約するなどし、個別避難計画の策定支援につなげてほしい。本取組案は、市の個別避難計画支援の加速化に寄与することが期待されるものである。なお、本取組案を進めるにあたっては、各事業所の利用者及びその家族にかかる個人情報取扱いが課題となることが想定されるが、事前に同意を得る仕組みを併せて構築することで対応できる部分もあるため、検討されたい。

提言 2 権利擁護対策・経済的困窮者等に対する成年後見人報酬助成制度の早期整備について

糸満市における成年後見人報酬助成の対象は、未だに市長申立のケースに限定されており、経済的に困窮等している一般市民が成年後見人制度を利用し難い状況にある。また、県内自治体（市）においては糸満市を除くほぼ全ての市で同助成制度が整備される中、糸満市は他市に比較しても大きく遅れている。県内格差による市民の不利益を早期解消するためにも、同制度の早期整備に向けて取り組まれない。

提言 3 農福連携技術支援者の活用について

政府では農林水産省を中心として令和元年 6 月に農福連携等推進ビジョンを定め、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展、障がい者の自信や生きがいを創出と社会参画の実現に向けた取組みを行っている。その取組の一つとして、沖縄県では令和 5 年度に農福連携技術支援者育成研修を行っておりすでに 20 人程度の同技術支援者が誕生している。市においては、同技術支援者の活用について県と連携し、地域の就労支援事業所等へその活用を促していくことを検討されたい。

提言 4 障がい者・障害福祉事業所のボランティア活動への参加促進について

今般の第 5 次糸満市障がい者計画案の策定にあたっては、障がい者のボランティア参加にかかる第 4 次計画の施策内容を”既存の社会資源の活用”に着目し、実現可能かつ有効な施策へと改めた。今般の本協議会において、以前から地域自治会と地域にある福祉事業所との交流は相互に大切と認識していながらその交流はあまり進んでいないことが確認された。

市は、地域自治会と福祉事業所の双方をつなげる取組の一つとして、市或いは自治会等が主催する地域清掃等活動に福祉事業所・障がい者が参加しやすい関係づくりを支援してほしい。これにより、障がい者のボランティア活動への参加が具体的に促進されることが期待される。

提言 5 基幹相談支援センター機能の整備・拡充について

糸満市では、以前から基幹相談支援センターの設置目標が掲げられるものの、現在、その設置に至っていない。基幹相談支援センターは、早期設置はもとより、地域のニーズに適した規模と高度な相談支援サービス水準が求められるものである。

設置手法としては、市直営方式や外部委託方式がある。直営方式は一定の人数規模以下の場合、役所の人事異動の影響を受けるためサービス水準の低下リスクがある。

一方、外部委託方式は専門職による継続的な支援が期待でき、かつ、中長期的な視点では、地域の福祉人材の専門力向上も期待できる。

また、基幹相談支援センターの設置と並行して、既存の委託相談支援事業所の複数・分散化に向けたロードマップ（年次的目標）を描いておく必要がある。複数・分散化にあたっては、設置規模にもよるが、障害種別（身体・知的・精神等）や地域単位（学校区等）に事業所などを確保することも一例として考えられる。さらに、今後、移行準備を迎える重層的支援との体制的な連携についての検討が必要であり、地域における包括的な相談支援体制の在り方検討を総合的に進めてもらいたい。

提言 6 学校現場における障害の理解推進について

文部科学省では、特別支援教育を充実させるため、教職員の専門性向上に向けた研修支援を行っており、沖縄県においても毎年、同教職員向け研修会が実施されているが、現状は研修需要に対して研修の量・質ともに不足している。近年、学校現場では特別支援教育が増大しており、特別支援にあたる教員のみならず、監督者を含めた“障害に対する理解”の向上が急務である。

糸満市地域自立支援協議会において、学校と障害児通所サービス事業所との連携を促す取組が行われているが、市（教育委員会）は、学校現場を監督する校長・教頭職等に対する研修の充実化について、県と連携した取組を検討してほしい。

提言 7 地域活動支援センターのサテライト機能の検討について

令和5年度に移転した糸満市地域活動支援センター陽だまりは、障害福祉サービス利用に至っていない障がい者の居場所拠点として重要な機能を担っている。県内でも比較的広い面積を有する糸満市は今後、地域活動支援センターの支所分散化（サテライト）機能の整備についても検討してほしい。その整備の在り方についても、地域とのつながり等を念頭に、公設のみに拘ることなく、地域公民館等の活用など、広く検討してみてほしい。

提言 8 地域生活支援事業・移動支援の対象等について

現在、県内の多くの市町村では、通勤や通学にかかる移動は、地域生活支援事業の移動支援事業の対象となっていない。通勤・通学にかかる移動時の介助やその介助等にかかる費用の支援は、障がい者が自立した地域生活を送るうえで有効な支援策の一つである。いとちゃん mini など既に市が独自で取り組まれている公共交通施策の充実化のアプローチとともに、地域生活支援事業・移動支援事業の対象範囲の拡大についても検討を進めてほしい。

提言 9 障害福祉に関する人材の確保と育成について

相談支援専門員は相談対応にかかるストレスや厳しい労務環境から、3年未満で離職するケースが目立つなど、その定着化が進まないという問題がある。この問題は、委託相談支援事業所や基幹相談支援センターの過重負担を招き、地域の相談支援体制を崩壊させてしまう潜在的リスクを抱えている。また、事業所によっては相談支援専門員が一人のみのところも多く、彼らは事業所内で適切なアドバイスを得られず一人で悩み続けてしまいがちでもある。

この相談支援専門員の定着化・相談相手不足の問題は、一義的には事業所自身の問題（人材育成は主に県が所管）であるが、市町村においても可能な範囲で、相談支援専門員を支え、支援する枠組みを構築していくことが望ましい。

そのとき大切なのは、市職員が相談支援専門員らの声をよく聴き彼らが抱える課題について「一緒に考える」姿勢で臨むことである。すでに糸満市地域自立支援協議会・相談部会において相談支援専門員と市職員が定期的に意見交換し、課題を共有する取組もなされており、これが有効に機能している点は高く評価しておきたい。

一方で、県内の相談支援専門員からは”市職員とのやり取りにストレスを感じる”との声も聴く。糸満市においては、相談部会で築かれた市と相談員の関係性を適切に維持・更新していくためにも、相談部会担当者のみならず、福祉部門に配属された職員には事業所訪問・見学を促し、現場を肌で感じる機会を積極的に与えるよう配慮をお願いしたい。市職員が相談支援専門員と同じ目線で現場を見ることで、相談員の支えのみならず、市の福祉人材の育成にもつながることが期待されるものである。

最後に、福祉人材のキャリア形成について触れておきたい。多くの市町村では、保健・福祉人材として保健師や社会福祉士などの有資格者を採用しているものの、とりわけ社会福祉士有資格者のキャリア形成が課題（現場担当者としての固定化）となっている。糸満市では既に保健師職のキャリア形成について一定の仕組み化ができているものと思われるが、今後は社会福祉士職についても同様な効果を持つ仕組み化を検討してほしい。福祉人材として採用された職員にも多様なキャリア形成の道が開かれ、それが糸満市役所（組織）全体の活性化につながることを期待したい。

糸満市第5次障がい者計画

令和6年3月 策定

◆発行 糸満市 福祉部 障害福祉課

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

電話:098-840-8103

FAX:098-840-8152

